

Asia Legal Update

2025 年
第 2 四半期 (4-6 月)

インドネシア	2
マレーシア	3
ミャンマー	4
フィリピン	5
シンガポール	6
タイ	7
ベトナム	8
インド	9
パキスタン	10
スリランカ	11
ネパール	12
アラブ首長国連邦	13
サウジアラビア王国	14
トルコ	15
韓国	16
中国	17
香港	18
台湾	19
日本	20

1. 電力購入契約に関する新ガイドライン

再生可能エネルギー発電所の電力購入契約(「PPA」)に関するガイドラインについてのエネルギー鉱物資源省規則 2025 年第 5 号(「**鉱物資源省規則 2025 年第 5 号**」)は、PPA に定めるべき最低限の規定に、新たに、(a)電気設備認定、(b)国内製品の使用、(c)炭素クレジット又は再生可能エネルギー認定などの環境属性、(d)リファイナンス、及び(e)言語についての規定を追加しました。また、鉱物資源省規則 2025 年第 5 号は、再生可能エネルギー分野における PPA のバンカビリティ(bankability)を向上させることを目的とした新たな規制上の要件を導入しました。新たな要件は次のとおりです。

1. **PPA のスキーム**：PPA 当事者は、PPA のスキームとして、制限的な建設・所有・運営・移転(BOOT)スキームだけでなく、建設・所有・運営(BOO)スキーム又は契約上合意された他のスキームを採用することが可能になりました。
2. **PPA の期間**：PPA の期間は、以前の規制では商業運転開始日(「COD」)から 30 年間で定められており制限的でしたが、初期投資額を考慮することなく 30 年を超える期間に延長することができるようになりました。
3. **みなし給電**：インドネシア国営電力会社(「PLN」)は、PLN が課す出力抑制(義務)等のみなし給電事由により供給できなかった電力について、独立系発電事業者(「IPP」)に対し、PPA で合意された猶予期間に基づいて補償する義務を負うことになりました。
4. **COD 前の株式譲渡**：株式譲渡について、鉱物資源省規則 2025 年第 5 号では、より柔軟な取扱いが認められ、COD 前の株式譲渡が許可されるようになりました。ただし、当該譲渡は、関連会社への譲渡であるか、又は貸主の介入権の行使に関連して行われる譲渡であって、スポンサーの必要資格を損なわないことが条件とされています。
5. **為替リスク**：PLN が外国為替の変動リスクを引き受けることが明示的に義務付けられました。

以前の規則(鉱物資源省規則 2017 年第 10 号)と鉱物資源省規則 2025 年第 5 号のその他の違いは次のとおりです。

1. **プロジェクト履行保証**：以前の規則は履行保証の割合及び上限額を定めていませんでしたが、鉱物資源省規則 2025 年第 5 号には、あらかじめ約定された損害賠償の上限額を考慮して、保証額がプロジェクトの総費用の 10%を超えてはならないこと及び保証を 3 段階に分けることが定められました。
2. **リファイナンス**：鉱物資源省規則 2025 年第 5 号には、プロジェクトの実施を支援することを目的として、IPP が貸付人とのリファイナンスを行うことを認める旨が定められました。
3. **言語**：鉱物資源省規則 2025 年第 5 号は、PPA をインドネシア語で作成することを義務付け、必要に応じて外国語版を合わせて作成することを許容しました。当事者は、優先言語について契約上合意することができます。

鉱物資源省規則 2025 年第 5 号の導入により大幅な明確化が図られた一方で、更なる明確化が図られることが有益であると思われる事項がいくつか存在します。例えば、貸主による介入権の行使に関するより詳細なガイダンス、PLN がスポンサーの適格性を評価するにあたって適用する具体的な基準などが挙げられます。

2. 金融コングロマリット規則

金融コングロマリット及び金融コングロマリット持株会社に関するインドネシア金融サービス庁(OJK)規則 2024 年第 30 号は、金融コングロマリットの定義の範囲を拡大し、以前の規制に定められていた、銀行、マルチファイナンス会社、保険会社及び証券会社に加えて、あらゆる種類の金融機関(年金基金、ベンチャー・キャピタル企業及び P2P レンディング会社を含む)が含まれるようになりました。

また、同規則は、以下のいずれかの条件を満たす金融グループに対し、金融コングロマリット持株会社を設立することを義務付けました。

- (a) 異なる金融セクターに属する 2 つ以上の金融機関で構成される金融グループ内の、インドネシアの金融機関の連結総資産が 100 兆インドネシアルピア以上である。
- (b) 異なる金融セクターに属する 3 つ以上の金融機関で構成される金融グループ内の、インドネシアの金融機関の連結総資産が 20 兆インドネシアルピア以上 100 兆インドネシアルピア未満である。

1. 個人データの越境移転に関する新しいガイドライン

2024 年改正個人情報保護法は、可決後、2025 年 4 月 1 日から施行され、これに伴い、データ管理者は、移転先の国が (a)2010 年個人データ保護法(「PDPA」)と実質的に類似した法律を有する場合、又は(b)PDPA と同等の適切なレベルの個人データ保護を確保している場合に、個人データをマレーシア国外に移転することができます(PDPA 第 129 条第 2 項)。

2025 年 4 月 29 日、個人データ保護コミッショナーは、個人データの越境移転に関する個人データ保護ガイドライン(「ガイドライン」)を導入し、これによって、PDPA 第 129 条に基づく各条件のコンプライアンス要件が明確にされ、データ管理者に適用される移転条件を特定するためのガイダンスが提供されます。

このガイドラインは、PDPA の第 129 条第 2 項及び第 3 項に基づく根拠に依拠するために、データ管理者が満たさなければならない主要な要件を定めています。

- (i) **第 129 条第 2 項(a)** : データ管理者は、データ移転先における関連する個人データ保護法を審査するために、移転影響評価(「TIA」)を実施し、それが PDPA と実質的に類似していると判断した場合、この条件に依拠することができます。TIA の調査結果の有効期間は、3 年です。
- (ii) **第 129 条第 2 項(b)** : データ管理者は、TIA を実施し、データ移転先が、移転される全ての個人データに対して、少なくとも PDPA と同等の適切なレベルの保護を確保していると判断した場合、この条件に依拠することができます。TIA の調査結果の有効期間は、3 年です。
- (iii) **第 129 条第 3 項(f)** : データ管理者は、(a)拘束力のある企業規則、(b)契約条項、又は(c)データ受領者が有効な認定証明書を所持している場合など、PDPA の遵守を確保するために全ての合理的な予防措置を講じ、デューデリジェンスを実施した場合、この条件に依拠することができます。

さらに、ガイドラインでは、データ管理者が、とりわけ、(1)第三者/データ処理者と締結する契約に、個人データのセキュリティを含む個人データの処理を管理する条項が含まれていることを確認すること、(2)データ受領者の情報、個人データの移転先の国、移転された個人データの種類などの詳細を含む、個人データの受領者の記録を保持すること、を規定しています。

2. 外国人従業員に対する 2%の EPF 抛出の義務化

従業員積立基金(「EPF」)は、マレーシアの法定退職金貯蓄基金で、雇用主と従業員の両方から抛出されています。現在、外国人従業員に対する EPF 抛出は任意です。2025 年 5 月 14 日、1991 年従業員積立基金法を改正する 2025 年従業員積立基金改正法(「改正法」)が官報に掲載されました。改正法によって導入された顕著な改正には、次のものが含まれます。

- (i) **外国人従業員に対する EPF 抛出の義務化** : 改正法により、マレーシアで働く全ての非マレーシア人従業員(家事使用人を除く)で、有効なパスポートとマレーシア入国管理局が発行した雇用パスを所持している者に対して、EPF 抛出が義務付けられました。改正法は、外国人労働者に月額賃金の 2%を EPF に抛出することを義務付けており、雇用主はさらに 2%を抛出することを義務付けています。
- (ii) **EPF 抛出金の引き出し条件** : 改正法はさらに、外国人従業員が(a)亡くなった場合、(b)身体的又は精神的に職務に従事する能力がない場合、(c)マレーシアを出国しようとしており、マレーシアに戻る意思がない場合、又は(d)55 歳に達している場合に、従業員積立基金委員会が、外国人従業員のクレジットに残っている全ての金額の引き出しを承認できると規定しています。この規定は、現地従業員の引出可能要件と一致しています。

2025 年 6 月 25 日、EPF は、雇用主が、2025 年 10 月 1 日から上記の割合に従って外国人従業員を登録し、EPF を抛出する必要があると発表しました。¹

¹ <https://www.kwsp.gov.my/en/employer/responsibilities/non-malaysian-citizen-employees>

1. 民間警備サービス業のライセンス及び許可の申請に関する指令

ミャンマーにおいては、2025 年 2 月 18 日に民間警備サービス法(「PSSL」)が施行され、民間警備会社に対する規制の枠組みが導入されました³。これに関し、2025 年 6 月 18 日、PSSL に基づき設置された民間警備中央委員会(「中央委員会」)は、PSSL の実行のためにライセンス及び許可の取得及び更新の手続等を定めた 2025 年第 16 号告示(「本指令」)を発出しました。PSSL 上、民間警備員の訓練業務及び民間警備業務を提供するためにはライセンスの取得が義務づけられ、10 名を超える民間警備員を雇用する非警備事業者には許可の取得が義務づけられるところ、PSSL 及び本指令は、ミャンマーにおける民間警備サービス事業の包括的な規制枠組みを定め、ライセンス又は許可を取得した全ての事業者に対し、関連する手続の遵守を求めるものです。

本指令上、ライセンスの取得を希望する会社は、「様式 A」と題する書面に取締役会議事録、会社設立証明書、取締役名簿、預託金(ミャンマー会社の場合は 1 億チャット、外国会社の場合にはこれに相当する外貨)等の附属書類を添付して、監督委員会⁴に提出する必要がある、ライセンスの更新時には、有効期間の少なくとも 3 か月前までに、「様式 B」と題する書面に発行済みライセンスの写し、申請者の国民登録カードの写し、税務通関書類等の附属書類を添付して申請する必要があるとされます。

これに対して、許可の取得を希望する会社は、「様式 D」と題する書面に附属書類を添付して監督委員会に提出する必要がある、許可の更新時には、やはり有効期間の少なくとも 3 か月前までに、「様式 E」と題する書面に会社が依然として 10 名以上の従業員を雇用していることを証明する書類等を添付して申請する必要があります。そのほか、本指令は、ライセンス及び許可の再発行に関する手続及び必要書類等が規定されているほか、ライセンス及び許可の保有者は、警備要員の増減など、いかなる変更も監督委員会に報告する必要があるとされます。

なお、本指令上、ライセンスを受けた者が警備業務に武装した警備要員を用いる場合は、事前に中央委員会の承認を得た上で、軍備管理に関する法令及び手続を厳格に遵守する必要があると定められています。また、警備機器⁵の購入及び使用にあたっては、中央委員会の承認が必要とされます。

2. 電気自動車関税の軽減に関する告示

計画財務省は、2025 年 3 月 31 日付で告示第 27/2025 号(「本告示」)を発出しました。本告示は、電動バッテリー車両及びその部品の輸入関税を引き下げることにに関するものであり、対象は、完成車(CBU)、完全ノックダウン(CKD)及びセミノックダウン(SKD)です。本告示により、セミトレーラー用の道路トラクタ、バス(運転者を含めて 10 人以上を輸送する自動車)、トラック、乗用車、乗用三輪車、貨物用三輪車、電動オートバイ、電動自転車、救急車、囚人輸送車、霊柩車及びその部品に関する関税が 0%(免税)となります。本告示の適用期間は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとされます。

² 本稿作成に際しては、ミャンマーの法律事務所 K&A Legal Alliance 所属の Saw Nyan Htun 弁護士に協力を得ました。

³ Asia Legal Update 2025 年第 1 四半期(1-3 月)もご参照ください([リンク](#))。

⁴ 「監督委員会」とは、法律に基づき設立された地域、州、又はユニオン準州の民間警備サービス監督委員会を意味するとされます(PSSL2 条(j))。

⁵ 「警備機器」とは、中央委員会が現行法に基づいて民間警備サービスにおいて使用することを許可した通信機器、警備技術機器、警備関連アクセサリを意味するとされます(PSSL2 条(g))。

1. 暗号資産サービス事業者規則の発出

2025 年 5 月 30 日、フィリピン証券取引委員会(「SEC」)は、暗号資産サービス事業者に関する規制枠組み(「暗号資産サービス事業者規則」)を定める「2025 年 覚書回覧 第 4 号」を発出しました。

暗号資産サービス事業者とは、暗号資産サービス(例：一般消費者への暗号資産の提供、暗号資産取引所の運営、暗号資産の仲介業務)のいずれか又は複数の事業を行う法人と定められています。当該法人には、暗号資産サービスの提供を行うデジタルプラットフォーム自体を提供する場合を含みます。暗号資産サービス事業者は、金銭又は資産(暗号資産を除く)によって最低 1 億フィリピンペソの資本金を払込んだ上で国内法人として登録することが義務付けられています。暗号資産サービス事業者の運営に関する外国人/企業による所有の制限はないものの、フィリピンで事業を行っている外国の暗号通貨取引所は、暗号資産サービス事業者規則の発出に伴い、国内法人の設立が必要になると思われます。

暗号資産サービス事業者は、国内におけるフィジカルオフィスの設置、当該オフィスにおける営業時間内の従業員の配置が必要となります。SEC に対する登録申請を行う場合は、暗号資産サービス事業者申請書を提出する必要があります。当該申請書には、暗号資産サービス事業者のガバナンス、業務運営、商品、投資家、関連会社、第三者サービス提供者、資金洗浄防止措置、及び顧客資金の分離に関する具体的な情報を記載する必要があります。さらに、暗号資産サービス事業者はフィリピン中央銀行(「BSP」)による暗号資産サービス事業者に関する通達に従い、BSP への登録手続も必要となります。したがって、現在、暗号資産サービス事業者は、BSP と証券取引委員会の両規制に準拠する必要があります。

2. 新資本市場流動化促進法の施行

共和国法第 12214 号(通称「資本市場流動化推進法」)は、2025 年 5 月 29 日に成立し、同年 7 月 1 日に施行されます。資本市場流動化推進法は、1997 年内国歳入法の一部を改正し、よりシンプル、公平かつ地域間競争力を有する税制の実現並びに税務手続の簡略化を通じて投資を促進することを目的としています。資本市場流動化推進法により実施される主な措置は以下のとおりです：

- (1) 受動的所得に対する税率
預金、債券及び信託基金に対する利子所得は、従前、収入源に応じて異なる利率が適用されていましたが、フィリピンの居住者、国民、国内で事業を行う非居住者、及び国内法人に対して、一律 20%の最終源泉徴収税率が適用されることとなります。
- (2) キャピタルゲイン税
キャピタルゲイン税は、従前、より高い税率が適用されていましたが、国内又は外国法人の株式売却益に対して、一律 15%のキャピタルゲイン税が課されることとなります。
- (3) 印紙税
初回の株式発行に対する印紙税は、株式の額面価額の 1%から 0.75%に引き下げられました。

1. ノミニー制度の透明性強化

2024 年第 2 四半期の Asia Legal Update でもお伝えしていた、会社及び有限責任事業組合(諸事改正)(「CLLPMA」)法案が 2025 年 6 月 16 日に施行されました。CLLPMA は、シンガポールの 1967 年会社法及び 2005 年 LLP 法を改正するものであり、シンガポールが金融活動作業部会(FATF)の基準(犯罪収益の追跡や資金洗浄防止のために、企業の実際の受益所有者に関する情報の透明性を高めるための基準)に引き続き準拠し、会社、外国会社及び LLP が実質的な株の支配者(「実質的支配者」)の情報を正確かつ最新に維持することを義務づける内容となっています。CLLPMA の主要な改正点として、ノミニー取締役(他者の指示に従い行動をすることが義務づけられている取締役)又はノミニー株主(株主名簿上登記されているものの、実質的支配者の指示に従い、議決権行使や配当受領をする株主)としての地位の公表に加えて、以下の改正が行われています。

(a) ノミニー株主の定義の拡大(会社法第 386ALB(7)条)

従来は、以下の 2 つの要件を同時に満たす場合にのみ「ノミニー株主」の定義に当てはまることとされていましたが、会社法改正後は、いずれか一方を満たすだけで「ノミニー株主」とされるようになりました。

1. 株主が、会社又は外国会社の株式について、他者の指示、希望又は命令に従って議決権を行使する習慣があるか、その義務を形式的又は非形式的であるかを問わず負っている場合
2. 株主が、会社又は外国会社の株式について、他者のために配当金を受け取っている場合

(b) 実質的支配者の情報の年次確認義務(会社法第 386AIA 条)

会社法第 386AIA 条並びに 2017 年会社(実質的支配者、ノミニー取締役、ノミニー株主及び外国会社のメンバーの登記簿)規則(「規則」)の第 4 条・第 8A 条及び新設された第 9 付表に基づき、会社及び LLP は、登録対象となる実質的支配者に対し、所定の様式に従った通知を送付し、彼らの詳細に変更があったかどうか、又は詳細が正しいかどうかについて、毎年確認をすることが義務付けられます。登録対象となる実質的支配者は、提出した情報に関して署名及び日付入りの確認書を提供しなければなりません。

(c) 外国会社にもノミニー取締役登記義務を拡大(会社法第 386AKA 条)

会社法第 386AKA 条及び規則第 9 条によれば、これまでノミニー取締役の登記簿を据え置く義務の主体は国内の会社に限られていましたが、今後はシンガポールに登録された外国会社の支店も、その登録事務所又は登録コーポレートサービスプロバイダーのオフィスに、ノミニー取締役の登記簿を備え置くことが求められることになります。また、実質的支配者、ノミニー取締役、ノミニー株主のいずれかの登記簿を保持する義務を免除されている外国会社についても、会計企業規制庁(ACRA)への年次申告時に以下を申告する必要があります。

1. 登記簿の保持義務が免除されているかどうか
2. 免除されている場合は、その免除カテゴリー
3. 免除されていない場合は、登記簿の保管場所

上記(b)及び(c)の義務に違反した場合、会社若しくは外国会社(及びその役員)又は実質的支配者には引き上げられた最大 SGD25,000 の罰金が科されます。

2. 新たな「2024 年コーポレートサービスプロバイダー法」の施行

2025 年 6 月 9 日より、2024 年コーポレートサービスプロバイダー法(「CSP 法」)が施行され、業としてノミニー取締役を務める者は、登録済みのコーポレートサービスプロバイダー(「CSP」)によって選定され、適格性評価を受けることが義務付けられることとなります。当該改正は、CSP が顧客のために適格でない人物をノミニー取締役として手配するケースにおいて多く見られる、マネーロンダリングのために利用されるペーパーカンパニーの設立において事業者が行うノミニー取締役制度の濫用を防止することにあります。新たに設けられた会社法第 145A 条により、登録済みの CSP によって選定されていない限り、業として会社のノミニー取締役を務めることは禁止され、違反した者は有罪判決を受けた場合、最大 SGD10,000 の罰金が科されます。また、CSP 法第 16 条により、登録済みの CSP は、ノミニー取締役として人物を選定するにあたり、その人物が「適格かつ適正(fit and proper)」であると確信しない限り、選定をしてはなりません。この「適格かつ適正」であるかの判断にあたって、登録済みの CSP は、当該人物につきいかなる成文法の下でも取締役となるための欠格事由がないことを合理的に確認するための措置を講じ、関連する下位法令に規定されたその他の要素も考慮しなければなりません。この義務に違反した登録済み CSP は、有罪判決を受けた場合、最大 SGD100,000 の罰金が科されます。

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. 居住目的の建物賃貸借に係る新たな賃貸借管理規則を導入

2025 年 5 月 30 日に、タイ消費者保護局(「**OCPB**」)は、居住目的の建物賃貸借契約に関する告示である仏暦 2568 年(2025 年)「契約委員会告示：居住用建物賃貸事業を契約管理事業として指定する件」(「**賃貸借管理告示**」)を発出し、2025 年 9 月 5 日から施行予定です。賃貸借管理告示は、2019 年版(「**2019 年告示**」)に代わり、居住用建物賃貸事業者が賃借人の契約違反なく賃貸借を終了させること、又は同事業者が賃貸借物件に立ち入り賃借物件及び/又は当該物件上の賃借人の個人財産を差し押さえること等、同賃貸事業者の不正な契約条件に関して OCPB が受けた苦情に対応するものです。

賃貸借管理告示の内容は、2019 年告示の内容を大きく反映しており、特に、居住用建物賃貸借契約に定める必要がある、又は、定めることが禁止される基本的な条件を規定しています。例えば、合理的な理由なく事業者の責任を免除又は限定する条項及び賃借人による重大な契約違反がないにもかかわらず事業者が契約を解除することを認める条項を引き続き禁止しています。ただし、2019 年告示と異なり、賃貸借管理告示には所定の標準契約の書式が導入されています。現在、事業者は、この標準書式に規定されている基本的な条件を盛り込んだ賃貸借契約を使用することが求められています。

2. デジタル資産法を改正し、オフショア事業者に対する管轄権を拡大

2025 年 4 月 12 日に、タイは仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業に関する緊急勅令(「**緊急勅令**」)を改正し、タイ国外で事業を行っているがタイ国の者にサービスを提供しているオフショアデジタル資産事業者(例：取引所、ブローカー、ディーラー)に緊急勅令の適用範囲を拡大しました。これらの外国事業者は、現在、緊急勅令に基づく許認可取得義務を含むタイの規制要件の対象となっています。

本改正では、タイ語及びタイ関連のドメイン名の使用、タイバーツによる支払いの受け入れ、タイ法の適用、タイからのアクセスの許容、現地サポートの存在の維持、又は証券取引委員会によって定義されたその他の要素など、タイ国内の人々へのサービス提供を示す具体的な基準の概要が示されています。

3. 新勅令により、ハイパーパーチェス事業及びリース事業がタイ中央銀行の監督下に

2025 年 6 月 5 日に、仏暦 2568 年(2025 年)自動車割賦販売事業及びリース事業を規制する勅令(「**自動車リースに関する勅令**」)が公布され、2025 年 12 月 2 日から施行されます。仏暦 2551 年(2008 年)金融機関事業法に基づき発出されたこの新たな規制は、消費者保護の確保、責任ある貸付慣行の促進、及び金融システムの安定性の強化を目的として、自動車及びオートバイの割賦販売及びリース事業をタイ中央銀行(「**BOT**」)の監督下に置くものです。

自動車リースに関する勅令に基づき、BOT は、金利、費用、料金、契約条件及び開示要件を規制する権限、並びに事業者に対し、定期的な事業報告書及び/又は財務諸表の提出、検査の実施並びにコンプライアンスの確保を要請する権限を与えられています。違反すると、刑事罰、罰金、又はその両方が科せられる可能性があり、取締役、役員及び事業に関与する責任者にも責任が及びます。ただし、自動車リースに関する勅令は、金融機関、協同組合、法人格を有しない者、その他財務大臣が指定する免除対象団体には適用されないことは留意に値します。

自動車リースに関する勅令の施行後の第 1 段階では、BOT は、事業者に対し、オンライン・プラットフォームを通じて登録し、特定の事業データを提出することを要求する予定です。当該段階は、2025 年 6 月 12 日の BOT の記者会見で発表されたように、将来の規制の策定のための情報収集を支援することを意図したものです。

1. 行政単位の再編と国家機関の権限分散に関する一連の法律

2025 年 7 月 1 日より、国会は(i)省レベルの行政単位の再編に関する一連の法案を公布し、これによりベトナムの省レベルの行政単位は 63 から 34 に縮小され、(ii)区(District)レベルの行政単位の運営が終了して、以前の 4 層ではなく、政府、省レベルの行政単位、及び町村レベルの行政単位の 3 つの層で構成されるようになりました。結果として、各レベルの当局の権限、機能、権利、義務は、関連する政令、通達、決定に基づく詳細なガイダンスに従って再配置されます。これは、ベトナムの統治構造における歴史的な転換であり、ベトナムの統治を近代化し、長期的な成長に向けた戦略的な動きとなることが期待されます。

2. 企業法のいくつかの条文を改正・補足する法律

国会は、2025 年 7 月 1 日に施行される企業法の改正法(現行の企業法と総称して「**改正企業法**」)を正式に可決し、以下の注目すべき 2 点を導入しました。

- (i) 「実質的支配者」(Beneficial Owners : 「**BO**」)の新しい概念 : 法人格を有する企業の BO は、政府又は国有企業における国有資本を代表する者(国が保有する株式等の議決権を行使する者)を除き、「定款資本の実際の所有権を有する個人又は当該企業を支配する権利を有する個人」と定義されます。具体的には、(a)個人が、直接又は間接的に、その企業の定款資本の 25%以上を保有するか、議決権を有する株式総数の 25%以上を保有する場合、「定款資本の実質的所有権」を有するとみなされ、「間接的な所有」とは、個人が他の企業を通じて、定款資本又は議決権を有する株式総数の 25%以上を保有していることを意味し、(b)個人が、過半数又は一部の主要な経営陣を任命、解任する権利、定款を変更・補足する権利、組織構造を変更する権利、会社を再編・解散する権利を有する場合、「企業を支配する権利」を有するとみなされます。BO 及びその更新に関する情報は、法律の要件に従って所轄官庁に申告しなければなりません。この新しい概念は、とりわけ透明性を高め、国際的なマネーロンダリング防止基準に合致させ、会社から真に利益を得て会社を支配する個人を特定するために導入されました。
- (ii) 私募債に関する新条件 : 私募債を発行する非公開企業は、監査済み財務諸表に基づいて、最大負債資本比率を 5:1 にする必要がありますが、国有企業、不動産債券発行会社、銀行、保険会社、証券会社など一部の企業は適用除外となります。ベトナムの社債市場を証券法や国際的な規制基準に合わせるための取組みを推し進めるため、この新しい条件が付加されました。

3. 個人データ保護法(「PDPL」)

国会は、2026 年 1 月 1 日に施行される PDPL を 2025 年 6 月 26 日に正式に可決しました。以下は PDPL の主な条項の概要です。

- (i) 幅広い適用範囲 : PDPL は、(a)ベトナムの機関、組織、個人、(b)ベトナムにある外国の機関、組織、個人、(c)外国の機関、組織、個人で、ベトナム国民及び国籍が確定していないベトナム出身者で、ベトナムに居住し、本人確認書類を付与されている人の個人情報の処理に直接関与又は関連する組織・者に対して適用されます。さらに、PDPL は、労働、保険、銀行・金融、広告、ソーシャルネットワーク・メディアサービス、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、メタバース、クラウドコンピューティングサービスなどの特定の分野における個人情報保護に関する様々な規制を新たに導入しています。
- (ii) 厳しい行政罰 : 個人データの違法取引は、当該取引で得た収益の 10 倍以下の罰金、個人データの越境移転違反は、違反者の前年度収益の 5%以下の罰金、その他の個人データ規制違反は、30 億ドン以下の罰金が科せられます。

1. 外国ポートフォリオ投資家による社債投資に関する規制緩和

インド準備銀行は、2025 年 5 月 8 日、投資の促進及び債券市場の流動性改善を目的として、Master Direction - Reserve Bank of India (Non-resident Investment in Debt Instruments) Directions, 2025 を改正し、外国ポートフォリオ投資家(「FPI」)による事前承認不要の一般ルートでの社債投資に関する以下の上限規制を撤廃しました。

- (i) **短期投資の上限**：各 FPI による残存期間 1 年以内の短期社債投資は、当該 FPI による総社債投資の 30%を上限
- (ii) **集中投資の上限**：各 FPI(及びその関連 FPI を含む)による社債投資は、長期 FPI の場合は当該証券に対する FPI による最大投資限度額の 15%、その他の FPI の場合はその 10%を上限

2. インド証券取引委員会による株主割当の枠組み緩和

インド証券取引委員会(SEBI)は、2025 年 3 月 8 日、2018 年インド証券取引委員会(資本発行及び開示要件)規則(「ICDR 規則」)を改正しました。これにより、2025 年 4 月 7 日以降の株主割当については、発行規模に関係なく、ICDR 規則の規定が一律に適用されることになりました。また、取締役会の承認決議日から 23 営業日以内に、割当の全工程を完了することが義務付けられました。さらに、適切な開示がなされていれば、プロモーター又はプロモーター・グループが、その割当権を特定の投資家に譲ることが認められました。

3. GSTAT 手続規則の施行開始

インド財務省は、2025 年 4 月 24 日、GST に関する紛争処理をする上訴審判廷である Goods and Services Tax Appellate Tribunal(「GSTAT」)における審理手続を規定した 2025 年 GSTAT(手続)規則(「本規則」)を告示し、同規則は同日施行されました。GSTAT では手続が全面デジタル化され、GSTAT への申立ても GSTAT ポータルを通じて行われます。また、本規則では、最後のヒアリング期日から 30 日以内に判決を言い渡すという期限も設けられています。

もっとも、GSTAT の運用開始により、税務紛争の終局解決までに要する期間は、実態としては、これまでよりも延びることが予想されます。従前は、納税者は、異議申立てに対する判断の後、直接高等裁判所に writ petition 等による救済を求めることができましたが、今後は、原則として GSTAT を経由しなければならないためです。

2025 年税法改正令の制定

2025 年 5 月 2 日に、パキスタン連邦政府は、2025 年税法改正令(「**改正令**」)を制定し、2001 年所得税法(「**所得税法**」)及び 2005 年連邦物品税法(「**連邦物品税法**」)を改正しました。主な変更点は以下のとおりです。

(i) 所得税法の改正

- 従前は、更正処分(assessment order)に基づく税金の納付は、異議申立中には、執行停止又は延期を求めることが可能でした。改正令では、高等裁判所又は最高裁判所において先例判断がなされた事項に関する課税請求については、更正処分に基づく税額を、他の規定で定められた期限、又は裁判所・審判機関・行政機関の決定や判断にかかわらず、直ちに又は税務当局が発行する更正処分通知に記載された期限内に支払う義務があることとなりました。この改正は、訴訟の長期化による税金回収の遅延を回避することを目的としています。
- 連邦歳入庁(「**FBR**」)と内国歳入局長に、納税者の事業所に税務職員を派遣し、未販売商品の生産、供給、在庫、又はサービスの提供の状況を監視する権限が付与されました。この改正により、FBR が事業所に職員を派遣して業務をリアルタイムで監視することが可能となりました。

(ii) 連邦物品税法の改正

納税スタンプ、バーコード、ラベルの未貼付又は偽造が確認された課税対象物品は、没収及び破棄の対象とされました。また、連邦政府又は州政府の職員は、監視対象商品及び偽造品に関して、内国歳入局職員の執行権限を付与されることとなりました。

⁶ 本稿作成に際しては、パキスタンの法律事務所 Kabraji & Talibuddin 所属の Syed Ali Bin Maaz 弁護士及び Myra Nader Cowasjee 弁護士に協力を得ました。

銀行法改正による規制強化

2024 年銀行(改正)法が 2025 年 6 月 15 日に施行され、スリランカの銀行規制の枠組みが、大要以下のとおり改正されました。

(i) 外国銀行の現地子会社化の推進

スリランカ中央銀行(「**中央銀行**」)は、新規に認可申請をする外国銀行及び既存の外国銀行の支店に対し、財務の健全性、ガバナンス体制、資本の充実度及び資金流動性等を踏まえ、現地子会社の設立又は支店から現地子会社への転換を命じることができるようになりました。

(ii) 一定の株式取得等について事前承認が必要に

商業銀行の議決権付株式の 10%超を取得するなど、「重要な利害関係(material interest)」を有することになる場合には、中央銀行からの事前承認が必要となります。「重要な利害関係」は、中央銀行がその者に銀行のガバナンスに対する重要な影響力があると判断した場合にも該当します。たとえば、契約等により主要な経営陣の任免権限や経営方針の決定に対する支配力を有する場合などが含まれます。

(iii) 認可取得基準の厳格化

銀行の認可取得に関し、最低資本基準、主要株主・取締役・主要役職者に対する適格性(Fit and Proper)評価基準、実質的支配者構造の透明性の確保などが明記され、要件が厳格化されました。

(iv) 監査体制の強化

監査人は 6 年ごと、監査責任者は 3 年ごとの交代が義務づけられました。また、連結財務諸表の提出義務も導入されました。

(v) 健全性監督の強化

中央銀行に、各銀行の規模、複雑性、及びリスク特性に応じて、資本要件、流動性要件等の健全性要件を課す権限が付与されました。さらに、各銀行の営業中に生じたリスクに対応して、追加の自己資本の維持等を求める権限も付与されました。

⁷ 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram に協力を得ました。

ネパール 執筆者⁸: 鈴木多恵子、常盤井あさひ

外国投資・外国借入に関する規制緩和と強化

2025 年 6 月 18 日、ネパールの中央銀行であるネパール国立銀行(「NRB」)は、2021 年外国投資・外国債務管理規則の第四次改正(「**本改正**」)を施行しました。本改正の主要点は以下のとおりです。

(i) 外国投資資金の預入及び管理における規制緩和

投資承認を受けた外国投資家は、NRB の事前承認を得ることなく、ネパールの銀行に口座を開設し外貨又はネパール・ルピーで投資資金を預け入れることが可能となりました。これらの口座は、初期投資資金の預入のみならず、事業利益や投資収益の管理にも使用できます。

(ii) 外国借入の早期返済、債務免除が事前承認制に

ネパール企業が外国から借入を行う場合における NRB の事前承認取得義務の範囲が拡大されました。外国借入の早期返済をする場合や、外国の貸主が債務免除に同意する場合にも、NRB の事前承認が必要となりました。

(iii) 外国金融機関からのプロジェクトローンに対する担保権設定が可能に

外国の金融機関からのプロジェクトローンに際して、借主は、貸主である外国金融機関の名義で動産又は不動産に直接担保権を設定することが可能となりました。

⁸ 本稿作成に際しては、ネパールの法律事務所 Abhinawa Law Chambers 所属の Shinja Bhandari 弁護士に協力を得ました。

1. ADGM の新雇用規則

アラブ首長国連邦(「UAE」)のアブダビ首長国に所在するフリーゾーンである Abu Dhabi Global Market(「ADGM」)は、2024 年雇用規則(「2024 年規則」)を発表し、同規則は、2025 年 4 月 1 日から施行されました。2024 年規則は、これまでの 2019 年雇用規則(「2019 年規則」)に全面的に置き換わるものです。2024 年規則において明確にされた主な点は、以下の通りです。

- (i) 試用期間中の従業員は傷病休暇を取得できるが、雇用主に、当該休暇中の傷病手当の支給義務はない。
- (ii) 雇用主は、従業員に対し、雇用終了後 30 日以内に帰国用フライトを提供しなければならない(但し、UAE に居住しておらず、UAE で勤務していないリモート従業員や、ビザキャンセル後 30 日以内に UAE において代替就業先を得た従業員等は除く)。
- (iii) 「リモート従業員」という新たな概念が導入され、従業員が雇用主の事業所とその他合意された場所で勤務するハイブリッド型勤務や、完全なリモート勤務が可能であることが明確化された。雇用契約書には、その従業員がリモート従業員であることを明示する必要がある。
- (iv) 雇用主は、従業員に対し、雇用終了後 21 日以内にすべての未払金を支払わなければならない。
- (v) 最大労働時間は、2019 年規則と同様に 7 日間で 48 時間までであるところ、従業員の承諾を取得することによりそれを超える残業が可能であることが明らかにされた。
- (vi) ラマダン期間中、イスラム教徒の従業員の 1 日あたりの労働時間は 25%短縮(2019 年規則では 1 日 2 時間の短縮)。
- (vii) 「忌引き休暇」が新設され、従業員には、配偶者、両親、子供又は兄弟の死去に際し、5 日間の有給休暇を取得する権利が与えられる。
- (viii) 従業員が職務中に作為又は不作為により 2024 年規則に違反した場合で、雇用主に従業員の作為又は不作為による責任を負わせることが公平かつ妥当とされる状況においては、雇用主に使用者責任が課せられる可能性がある。
- (ix) 「従業員に対する報復行為」の概念が新たに導入され、従業員が保障された行為(例えば、差別禁止規定違反に関する証言や申立て)を行ったことを理由として不利益(解雇等)を受けることが禁止される。かかる報復行為が行われた場合、従業員は裁判所に対して補償等の救済を求める権利がある。

2. DMCC による新たなライセンスの導入

UAE のドバイ首長国に所在するフリーゾーンである Dubai Multi Commodities Centre(「DMCC」)が、新たに 2 種類のライセンス、すなわち特別目的会社(SPV)ライセンスとホールディングカンパニー・ライセンスを導入しました。

SPV ライセンスは、資産保有、証券化、ストラクチャード・ファイナンス取引等、特定の財務的・法的目的のために、業務を行わない法人(ノンオペレーショナル・エンティティ)を設立することを可能にします。他方で、ホールディングカンパニー・ライセンスは、企業が自社の子会社および投資を一元的に管理することを可能にするものです。

どちらのライセンスでも物理的なオフィスの設置は不要であり、DMCC 会社規則(DMCC Company Regulations)に基づく株式会社(Company Limited by Shares)又は DMCC 保証有限会社規則(DMCC Company Limited by Guarantee Regulations)に基づく保証有限会社(Company Limited by Guarantee)として設立することができます。

ドバイ首長国には多くのフリーゾーンがあり、フリーゾーンに拠点を設立する場合には、各フリーゾーンの特徴を考慮し、設立場所の選定する必要がありますが、今回の新たなライセンスの導入により、DMCC も、特別目的会社やホールディング会社の有力な設立候補地となります。

サウジアラビア王国 執筆者: 森下真生、黒田英

1. 新商業登記法及び商号法の施行

サウジアラビア王国(「**サウジアラビア**」)において、新たな商業登記法(「**CR 法**」)及び商号法(Cabinet Decision No. 237/1446)(CR 法と合わせて「**本法**」)並びにそれぞれの施行規則(Saudi Arabia Ministerial Decision No. 288/1446)(「**本規則**」)が、2025 年 4 月 3 日に施行されました。本法及び本規則は、サウジアラビアで事業を行う企業の業務運営を効率化し、規制負担を軽減することを目的としています。本法及び本規則の主な改正点は以下の通りです。

(i) 商業登記

- a. CR 法は、各地域の商業登記所が管轄区域内の事業者を登録する地域別登記制度を廃止し、単一の全国的な商業登記制度に置き換えました。CR 法の下では、企業は事業に必要な全てのアクティビティ⁹を単一の商業登記に登録できるようになり、多様な関連性のないアクティビティも同一の商業登記に登録可能です。
- b. CR 法と同規則は、支店ごとに別個の商業登記を維持する義務を廃止し、企業は単一の統一された商業登記の下で事業を行えるようになりました。CR 法と同規則は、既存の支店を有する事業者で複数の商業登記を有する事業者に、2030 年 4 月 2 日までの 5 年間の猶予期間を設け、以下のいずれかの方法により、CR 法に準拠するための移行措置を定めています。
 - 支店を独立した法人(例、有限責任会社)に業態転換する
 - 支店の商業登記を商業登記簿に登録されていない他の者に移転する、又は
 - 支店の商業登記を取消し、支店のアクティビティを本店の商業登記の下で継続する
- c. 外国投資家は、商業登記を行う前に、投資法に従った登録をしなければなりません。
- d. 商業登記の有効期限はなくなりましたが、企業は毎年登記情報に変更がないか報告する必要があります。
- e. CR 法は、金銭的罰則に代えて又は併せて適用される警告や是正命令などの代替的な罰則措置を定めています。

(ii) 商号

- a. 商号は、一定期間事前に予約することができ、予約期間の延長が可能です。
- b. 商号はアラビア語又は英語で登録可能です。
- c. 登録された商号を所有者の同意なしに使用することは禁止されます。
- d. 既存の商号保有者は、他者が類似する商号を登録又は使用することを阻止できます。商号の無断使用には罰金や損害賠償の支払いが求められる場合があります。
- e. 当局は、商号の承認又は拒否の決定を 10 営業日以内(延長可能で最大 30 日)に行う必要があります。以前の制度では 30 日でした。
- f. 宗教・政治・軍事関連の語句を含む商号、地域・国際組織の名称等と類似する商号、他の登録済商号、予約済商号、著名商号・商標と類似する商号、などの予約又は登録は原則として禁止されています。

2. 労働監督検査に関する新たな規則

サウジアラビアにおける労働監督業務の管理及び規制に関する規則(Saudi Arabia Ministerial Decision No. 120279/1446)(「**監督規則**」)が、2025 年 4 月 18 日に官報に掲載され従前の関連規則が廃止されました。主な改正点は以下の通りです。

- (i) 労働監督官として任命されるためには、関連する学位を有するか、少なくとも 2 年の経験と専門的な訓練を受けたサウジアラビア国籍者であることが必要です。
- (ii) 労働監督官は勤務時間内か外かを問わず、いかなる施設にも立ち入り、雇用契約書、給与台帳、出勤記録、その他の関連書類を検査することができます。
- (iii) 労働監督官は分析のために材料や物質のサンプルを採取し、労働安全衛生要件の遵守状況を検証することができます。
- (iv) 労働監督官は追加の証拠の提出や調査結果の明確化のために、雇用主又はその代理人の出頭を要求することができます。
- (v) 事業主は、労働監督官の職務遂行に協力し、正確かつ完全な書類を提供し、要求に応じて労働監督官に同行する者を指定し、検査の妨害、遅延、又は結果に影響を与えるような行為を一切行ってはなりません。
- (vi) 監督規則に違反していると認定された企業は警告を受け、3 営業日以内に問題を解決しなければなりません。これに従わない場合は、正式な報告書が作成され、罰則が科せられます。

⁹ 企業は登録されたアクティビティに対応する事業のみを行うことができます。

1. トルコ議会が気候法を採択

トルコ大国民議会は、2025年7月9日に、気候法第7552号(「本法」)を採択しました。本法は、トルコの「2053年ネットゼロ排出」目標及びグリーン成長ビジョンに沿って、気候変動に対処することを目的としています。

本法は、気候変動対策を「温室効果ガス排出の削減」と「気候変動への適応」の2つの分野に分類しています。温室効果ガス排出の削減に係る措置は、トルコの国家貢献宣言(National Contribution Declaration)、ネット・ゼロ排出目標及び気候変動庁(Climate Change Presidency)が策定する戦略・行動計画に準拠しなければならないとされています。当該措置には、資源効率の向上、クリーンエネルギーの推進、ゼロ・ウェイスト(zero-waste)システムの導入などが含まれます。

また、本法は、各行政機関に対して、自らの職務及び責任の範囲内で、気候変動により生じる被害を最小限に抑えるための措置を講じるよう義務付けています。

さらに、本法は、気候変動に起因する損失や被害を補償する保険制度の創設、グリーンかつ持続可能な資本市場手段の開発、温室効果ガス排出削減及び気候変動適応に関連する活動へのインセンティブ制度の整備など、主要な資金調達手段の導入も規定しています。

本法の重要な柱の一つが、国家排出量取引制度(Emissions Trading System)の導入です。これは、温室効果ガス排出量の上限を設定し、その範囲内で排出枠を取引するという市場メカニズムで、国内外で機能することが想定されています。本制度の対象企業は、本法の施行日から3年以内に排出許可(emissions permits)を取得しなければならないとされています(この期間はカーボン市場委員会の決定により最長2年間延長可能とされています)。当該排出枠は取引可能であり、国内クレジット制度に基づくカーボンクレジットによって相殺することも可能です。遵守義務に違反した場合には行政罰金が科されますが、国家排出量取引制度の本格導入に先立つパイロットフェーズにおいては、これらの罰金は80%軽減されます。

全体として、本法は、トルコがパリ協定に基づく国際的な気候変動対策の公約を履行するための重要な一歩であると同時に、国内における企業のコンプライアンスやグリーンファイナンスのあり方に大きな変化をもたらすものとなっています。

2. 経営幹部従業員による不正行為及び退職処理

経営幹部クラスの従業員は、重要な権限と情報へのアクセスを有しているため、利益相反、不正支出、内部統制の回避といった経営幹部による不正行為は、特に重大な影響をもたらします。また、こうした不正行為は背任罪などの犯罪に該当し得るため、刑事責任が生じる可能性もあります。2024年の「公認不正検査士協会による世界の不正報告書」(Association of Certified Fraud Examiners 2024 Report to the Nation)によれば、経営幹部による不正行為は、発生頻度は少ないものの、最も大きな財務損失を引き起こしています。

経営幹部クラスの従業員を不正行為に基づいて解雇する場合には、法令遵守・コーポレートガバナンスの観点に即した慎重かつバランスの取れた対応が求められます。不正行為は、正当な理由による即時解雇の根拠となり得、雇用契約は解雇手当なしで終了することができます。経営幹部を解約する場合、使用者が違反行為を認識してから6営業日以内に解雇手続を行う必要があります。

もっとも、経営幹部はその職務の性質上、センシティブな立場にあることから、退職手続は円満かつ戦略的に構築されるべきであり、退職合意書(separation agreement)を通じて、退職金などの条件を定め、法的紛争のリスクを緩和し、退職後の義務(秘密保持義務、競業禁止、引き抜き禁止、顧客勧誘禁止など)を明確にすることが有効です。執行可能な制限条項と合わせ、退職合意書を戦略的に活用することで、企業のレピュテーションリスクや業務運営上のリスクを抑制することが可能になります。

¹⁰ 本稿は、トルコの大手法律事務所 Paksoy が発行した 2025 年 7 月 4 日付“The Climate Law has been adopted by the Grand National Assembly of Türkiye”及び 2025 年 7 月 1 日付“Executive-Level Misconduct and Separation: Labour Law Insights and Strategic Approaches”に基づいて作成しました。

商法改正案が国会本会議で可決

2025 年 6 月 3 日に李在明大統領が当選して以降、与党(共に民主党)が発議した商法改正案(「**改正法**」)が与野党間の合意を経て、2025 年 7 月 3 日に国会本会議で可決されました。¹¹ 今回可決された改正法は、①理事の忠実義務の対象拡大、②大規模上場会社の電子株主総会併催義務化、③上場会社の社外理事の名称の独立理事への変更、及び義務選任比率の 1/4 から 1/3 への引き上げ、④監査委員の選任・解任時における最大株主の議決権制限(いわゆる 3%ルール)の強化を柱としており、これにより今後、企業のガバナンスと運営に相当な影響を与えるものと予想されます。

(i) 理事の忠実義務の対象拡大：現行商法では、理事は法令及び定款の定めに従い「会社」のためにその職務を忠実に遂行しなければならないとされていましたが、改正法では忠実義務の対象が「株主」にまで拡大されました。すなわち、理事の忠実義務の対象に株主が追加されたことにより、理事は単に会社の利益のみならず、少数株主を含む株主全体に対して不利益がないかどうかを総合的に検討した上で、経営判断を行わなければなりません。特に、最大株主やその特別関係者が関与する取引や行為に関しては、少数株主の立場からも不利益がない、又は不利益を正当化し得る会社の利益があることを疎明する必要があります。

これにより、例えば、会社の合併・分割などの組織再編により株主の株式価値が損なわれる場合、合併比率の不公正が問題となる場合、物的分割後の子会社上場の場合、減資を通じて少数株主を排除する場合等、株主に対して直接的な損害が発生する場合には、理事の責任を追及する訴訟が提起されることが予想されます。

今回の改正法で最も注目すべき点であり、当該内容は改正法の公布と同時に施行される予定です。

(ii) 大規模上場会社の電子株主総会併催義務化：改正法では、上場会社の場合、定款で別段の定めがない限り、電子株主総会を総会開催地での総会と併催できるとされ、特に資産規模等を考慮して大統領令で定める上場会社に対しては、電子株主総会の併催が義務化されました。

これにより、少数株主の参加が容易になり、企業意思決定に対する監視機能が強化される見込みであり、当該内容は 2027 年 1 月 1 日から施行される予定です。

(iii) 上場会社の社外理事の名称の独立理事への変更、及び義務選任比率の 1/4 から 1/3 への引き上げ：改正法では、既存の上場会社の社外理事の名称が独立理事に変更され、独立理事(既存の社外理事)の義務選任比率が既存の 1/4 以上から 1/3 以上に引き上げられました。

これは上場会社の理事会の独立性を高めるための措置の一環であり、改正法の公布日から 1 年経過後に施行される予定です。

(iv) 監査委員の選任・解任時における最大株主の議決権制限(いわゆる 3%ルール)の強化：社外理事である監査委員の選任・解任の際に最大株主が行使できる議決権は、現行法では他の株主と同様に 3%までとされていますが、改正法では特別関係者の持株を合算して 3%に制限されることになります。

これは少数株主の影響力を高め、最大株主の支配権を弱めるものであり、改正法の公布日から 1 年経過後に施行される予定です。

¹¹ 当初の改正法は 2025 年 3 月に国会本会議を通過しましたが、当時の大統領権限代行が拒否権を行使したことにより、最終的に否決されました。

1. 民営経済促進法の制定

2025年4月30日、第14期全国人民代表大会常務委員会第15回会議において、「中華人民共和国民営経済促進法」(本項において「**本法**」)が採択され、2025年5月20日から施行されました。本法は、民営経済の発展に関する中国初の基本法であり、全9章78条から構成されています。主な内容は、下記のとおりです。

- (i) **公平な競争環境の整備**。各レベルの政府は、生産経営活動に関する政策措置を制定する際に、公正競争審査を経て、民営経済組織の公正な市場競争への参加を保障しなければならないとされています。
- (ii) **投融資環境の整備**。民営経済組織による国家重要戦略及び重要プロジェクトへの参加を支援し、民営経済組織の融資リスク市場化分担メカニズムを整備するとされています。
- (iii) **イノベーションの促進**。民営経済組織による国家科学技術難題解決プロジェクトへの参加や能力のある民営経済組織による国家重要技術難題解決任務の主導を支援するとされています。
- (iv) **経営の規範化**。民営経済組織は、生産経営活動に従事する際に、関連法令を遵守し、ガバナンス構造及び管理制度を整備しなければならないとされています。
- (v) **行政サービスの改善**。生産経営活動に密接に関連する法令及び政策措置の制定にあたっては民営経済組織等からの意見・提案の聴取を重んじること、行政法執行にあたっては民営経済組織の通常の生産経営活動への影響を回避又は最小限にすることが義務づけられています。また、民営経済組織による海外での合法的な投資経営等の活動を支援、指導するとされています。
- (vi) **権益保護メカニズムの強化**。事件に関する財物の差押え、押収、凍結を行う場合、違法所得、事件に関するその他の財物と適法な財産とを、及び民営経済組織の財産とその事業者個人の財産とを厳格に区分し、行政的又は刑事的手段を利用して経済紛争に違法に干渉することが禁止されています。
- (vii) **法的責任の明確化**。本法に定める制度措置の着実な実行を図るべく、違法行為に対する法的責任の章が設けられています。

2. 不正競争防止法の改正

2025年6月27日、第14期全国人民代表大会常務委員会第16回会議において、「中華人民共和国不正競争防止法」(本項において「**本法**」)の改正案が採択され、2025年10月15日から施行されます。本法は、1993年に公布・施行され、これまでは、2017年、2019年の2回に亘り、改正されてきました。今回の改正の主な内容は、下記のとおりです。

- (i) **規制される混同行為の整備**。事業者が、他人の一定の影響力のあるニューメディアのアカウント名、アプリの名称若しくはアイコンを無断で使用し、又は他人の商品名称、企業名称等を無断で自己検索キーワードに設定して混同させることは、混同行為として禁止されています。また、他人の混同行為を幫助することも禁止されています。
- (ii) **商業賄賂に対する規制の強化**。今回の改正により、現行の贈賄行為の禁止規定に加え、事業者及び個人による収賄を禁止する規定が追加されました。
- (iii) **オンライン不正競争監督管理制度の整備**。プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス契約及び取引ルールに、プラットフォーム内の公正競争ルールを明記すること、及びプラットフォーム内事業者の不正競争行為を発見した場合、法に従い遅滞なく必要な措置を講じることが義務づけられています。また、事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、プラットフォームのルール等を利用して他の事業者に虚偽取引等の不正競争行為を直接実施し、又は他人に実施を指示することが禁止されています。
- (iv) **優位的地位濫用の禁止**。大企業等の事業者は、自らの優位的地位を濫用し、中小企業に対し明らかに不合理な支払方法及び違約責任等の取引条件を受け入れさせ、中小企業への支払を遅延させることが禁止されています。
- (v) **監督管理及び処罰規定の整備**。事業者が本法違反の疑いがある場合、監督検査部門は、関係責任者に行政指導を行い、状況説明、改善措置の提示を求めることができます。また、いくつかの違反行為について過料の限度額が引き上げられています。
- (vi) **域外適用規定の新設**。中国国外で実施された本法に定める不正競争行為が、国内の市場競争秩序を乱し、又は国内事業者若しくは消費者の適法な権益を損なった場合、本法及び関係法律の規定に従い処理されます。

1. “continuous contract”(継続的契約)要件の改正

2025 年 6 月 18 日、Legislative Council は Employment (Amendment) Bill 2025 を可決しました。この法案は、Employment Ordinance (Cap. 57)における「continuous contract(継続的契約)」の要件を改正するものです。この新たな「continuous contract」の要件は、2026 年 1 月 18 日から有効となります。その概要は以下のとおりです。

Employment Ordinance によれば、同一の雇用主に 4 週間以上継続して雇用され、週 18 時間以上勤務している従業員は、「continuous contract」に基づいて雇用されているとみなされます。2026 年 1 月 18 日以降、「continuous contract」の要件における労働時間に関する部分が改正され、週 18 時間から 17 時間に引き下げられます。また、特定の 4 週間の労働時間の合計を計算単位とする代替措置を設け、ある週の労働時間が 17 時間未満であっても、その週とその直前 3 週間の労働時間の合計が 68 時間に達する場合には、「continuous contract」に基づいて雇用されているものとみなされます。本改正後も、現行の「continuous contract」要件を満たしている従業員には影響はありません。

この改正により、より多くの従業員が Employment Ordinance に基づく福利厚生を享受できるようになります。

2. 会社登記地移転制度

香港政府は、香港のグローバルなビジネス・金融ハブとしての地位を強化するため、香港以外の地域に会社登記地を置く企業が香港に会社登記地を移転すること(re-domiciliation)を可能にする、香港内への会社登記地移転制度(「**本制度**」)を導入しました。

本制度の下、Companies Ordinance(Cap. 622)に基づき香港内に会社登記地を移転した会社として登記された香港外企業は、その法的地位を維持し、事業の継続性を維持することができます。2025 年 5 月 23 日、Companies Ordinance 及び関連条例を改正する Companies (Amendment) (No. 2) Ordinance 2025 が官報に掲載され、香港に本制度が導入されました。会社登記地が香港内に移転されると、当該会社は香港で設立された会社とみなされます。その後は、別途規定がない限り、Companies Ordinance に基づく全ての関連要件を遵守する必要があります。

本制度に基づき香港への会社登記地の移転を申請するには、香港外企業(「**申請者**」)は、所定の要件又は条件を満たす必要があります。主な要件又は条件は以下のとおりです。

(i) 会社形態

現在の形態が、以下の 4 種類の会社形態のいずれかと同一又は実質的に同一であること。

- Private companies limited by shares
- Public companies limited by shares
- Private unlimited companies with a share capital
- Public unlimited companies with a share capital

(ii) 設立地の法令への準拠

申請者の設立地の法令により、申請者に香港への会社登記地の移転が認められていること。

(iii) 社員の同意

設立地の法令若しくは定款又は Companies Ordinance に基づき、申請者の社員から会社登記地の移転への同意が得られていること。

(iv) 時期

申請日時点で、申請者の設立後最初の会計年度末が経過していること。

1. 産業創新条例の改正

2025 年 4 月 18 日、台湾の立法院(国会)において、産業創新条例の改正(「改正」)が可決され、同 5 月 7 日に公布されました。改正産業創新条例により、当初 2024 年末に失効する予定であったスマート機械、5G システム、サイバーセキュリティ製品などの先端技術に投資する企業や有限責任事業組合に税制上の優遇措置が引き続き提供されることになります。今回の改正の重要なポイントについて、以下、簡単にご紹介します。

- (i) 投資税額控除を AI・炭素削減にも拡大
従来通り 5G システム、サイバーセキュリティ製品などの業種に適用する投資税額控除を維持し、期間を 2025 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日まで延長したことに加え、次の 2 つの変更が行われました。
 - ①新たに人工知能(AI)、省エネルギー及び脱炭素化取組推進事業が投資税額控除の対象となりました。
 - ②税額控除の適用対象となる投資額の上限について、10 億 NTD から 20 億 NTD に引き上げられました(改正 10 条の 1)。
- (ii) スタートアップに適用する投資税額控除を拡大
スタートアップのための投資奨励政策として、適用される投資税額控除が拡充されました。有限責任組合法に基づき設立されたベンチャー・キャピタルについては、より多くの企業にスタートアップへの投資を奨励するため、払込済資本金の要件が 3 億 NTD から 1 億 5000 万 NTD に引き下げられました。また、スタートアップへの資金注入がより早い段階で可能となるよう、3 年目以降は、スタートアップへの出資額又は出資比率を引き上げる義務が課されています(改正 23 条の 1)。高リスクのスタートアップに対する適用要件について、設立からの期間が「2 年未満」から「5 年未満」に延長され、最低投資額が 100 万 NTD から 50 万 NTD に引き下げられました。また、国家重点育成産業に該当するスタートアップについては、個人所得控除の上限額が 300 万 NTD から 500 万 NTD に引き上げられ、資金をさらに呼び込むことが期待されます(改正 23 条の 2)。
- (iii) 基幹技術の流出防止
対外投資に関する現行の規制枠組みの下では、15 億 NTD を超える対外投資を行う台湾企業は、事前の承認を得る必要があるところ、今回の改正により、承認の要否について、特定の国若しくは地域、特定の産業若しくは技術に投資する場合、又は投資額が一定金額に達する場合に応じて決定されることになりました(改正 22 条)。さらに、主務官庁において、異議を申し立て、条件付きで承認し、及び規定に従わない企業や有限責任組合に罰金を科す権限が導入されています(改正 22 条、67 条の 3)。新たな規制の枠組みは、対象となる国・地域、産業、又は技術に関する関連規則が施行されてから適用されることになります。

2. 電気事業法の改正

2025 年 5 月 9 日、立法院で電気事業法の改正が可決され、同 5 月 28 日に公布されました。主な変更点は次のとおりです。

- (i) 2017 年の改正方針を大幅に撤回したことにより、台湾電力の現行の垂直統合構造が維持され、同社が引き続き発電・送電・配電を通じた事業を継続できることになりました。
- (ii) 再生可能エネルギー小売市場が自由化され、再生可能エネルギー小売業者間のピア・ツー・ピア取引が可能になることで、産業の柔軟性と競争力が高まるが見込まれます。
- (iii) エネルギー貯蔵事業を「特定電力供給企業」として正式に規制対象とし、需給調整メカニズムを法的枠組みにおいて明確化することにより、エネルギー貯蔵事業に必要な許認可手続が明確となった。さらに、既存のエネルギー貯蔵事業については、台湾電力が運営する電力取引プラットフォームへの参加を維持するため必要な一定のライセンス取得期限に関する規則が導入されました。

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」の公表

2025 年 6 月 30 日、金融庁は、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」(「本文書」)を公表しました。本文書では、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の実質化を促しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「緊張感ある信頼関係」に基づく対話を促進することに向け、以下の 5 つの課題について、金融庁及び東京証券取引所の今後の取組みの方向性が示されています。コーポレートガバナンス・コード(「CG コード」)の見直しを含めた必要な環境整備を推進していくこととされており、今後の取組みが注目されます。

(1) 稼ぐ力の向上

稼ぐ力の向上については、株主・投資者に向き合い企業価値向上に取り組む上場企業が増加している一方で、持続的な成長の実現に向けた経営資源の適切な配分に関する取組みについては必ずしも十分でないとの指摘があることが言及されています。その上で、今後の方向性について、①資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた企業の取組みや企業と投資家の対話促進を引き続き後押しすること、②自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識した取締役会の実効的な監督やさらなる開示が促進されるよう、CG コードの見直し等を検討すること、③人的資本への投資に関する開示を充実させる観点から、有価証券報告書における従業員給与・報酬に関する記載事項を集約するとともに、新たに企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等の開示を求めることが示されています。

(2) 情報開示の充実・投資家との対話促進

情報開示の充実・投資家との対話促進については、ショートターミズムに陥ることなく、建設的な「目的を持った対話」を行うことを通じ、中長期的な企業価値の向上や持続的な成長を促すためには、「緊張感ある信頼関係」が不可欠であり、信頼関係の構築には、企業側の信頼性・解像度の高い開示と、それを踏まえた投資家の深度ある企業分析を基礎に、時には従来の形式にとらわれない様々な手段を駆使した取組みも有用であるとされています。その上で、今後の方向性について、①取組事例の収集・共有を継続すること、②有価証券報告書の株主総会前の開示に関する対応状況をフォローアップをしつつ、CG コードの見直し等を検討するとともに、環境整備に向けて制度横断的な検討を進めること、③株主総会資料の書面交付の不要化・電子化を含めた株主総会に係る法制面の整理等の推進策について、関係省庁と連携を進めること、④有価証券報告書の記載事項の整理(スリム化を含む)を検討することが示されています。

(3) 取締役会等の機能強化

取締役会等の機能強化については、取締役会の迅速・果敢な意思決定、独立した客観的な立場からの経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を後押しするためには、取締役会のあるべき姿について本質的な議論を行うことが重要とされています。その上で、今後の方向性について、独立社外取締役の果たすべき役割や取締役会事務局の機能強化に関して企業の担当者や様々な関係者が実務上の課題やそれらへの対応を議論・共有する場としてコンソーシアムを立ち上げ、「取締役会の機能強化の取組みに関する事例集」で共有する事例を更に充実させることが示されています。

(4) 市場環境上の課題の解決

市場環境上の課題としては、①政策保有株式、②大量保有報告制度、③親子上場等が挙げられています。その上で、今後の方向性について、①政策保有株式については、(i)開示(株式の保有目的変更を含む)に関する課題や開示例等を分析・公表すること、(ii)政策保有株式を売却させないよう圧力をかけている事例が見られることについて、引き続き、CG コードの趣旨に照らした実務となるよう、実効性確保のあり方を含め、対応を検討することが示されています。また、②大量保有報告制度については、(i)違反行為への当局の対応を強化するとともに、大量保有報告制度違反の課徴金額の水準引上げを検討すること、(ii)市場及び証券取引の公正性を高めるために必要な施策を引き続き検討・実施することが示されています。③親子上場等については、グループ経営や少数株主保護に関する検討・開示を推進するとともに、上場子会社や持分法適用関連会社の独立社外取締役の独立性確保等、少数株主保護の観点から必要な上場制度の整備についても検討を行うことが示されています。

(5) サステナビリティを意識した経営

サステナビリティを意識した経営については、サステナビリティ情報の開示に関する近時の国内外の動向を踏まえた上で、今後の方向性について、①前述のコンソーシアムにおいて事例を収集し関係者間で共有して底上げを図ること、②諸外国におけるサステナビリティ情報開示の導入の動向に留意しつつ、国際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度のあり方について議論を深めること、③国際的な議論への参画や意見発信等を進めることが示されています。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
白井 美和子(アソシエイト、東京事務所)
長岡 隼平(アソシエイト、東京事務所)
宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)
池本 百恵(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア

[ミリアム・アンドレータ](#)
提携事務所パートナー, ジャカルタ
Walalangi & Partners
mandreta@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)

[竹崎 真子](#)
アソシエイト, 東京
m.takezaki@nishimura.com



マレーシア

[ワンメイ・リョン](#)
提携事務所パートナー, クアラルンプール, WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)

[秋山 葵](#)
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



ミャンマー

[中島 朋子](#)
アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



フィリピン

[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)
パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ダイレクター, シンガポール, Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



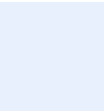
シンガポール(和文監修者)

[難波 早登至](#)
法人アソシエイト, 大阪
sa.namba@nishimura.com



インドネシア

[ジェン・ドノウ](#)
提携事務所パートナー, ジャカルタ
Walalangi & Partners
jdonauw@wplaws.com



マレーシア

[ライアン・ヘン](#)
提携事務所アソシエイト, WM Leong & Co
ryan.heng@wmlaw.com.my



インドネシア(和文監修者)

[吉本 祐介](#)
インドネシアプラクティスパートナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)

[眞榮城 大介](#)
パートナー, クアラルンプール
d.maeshiro@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)

[佐藤 正孝](#)
パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



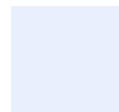
シンガポール

[チン・スーシャン](#)
アライアンス事務所アソシエイト, シンガポール, Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)

[村林 優里香](#)
アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)

[武田 利久](#)
アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)

[吉本 智郎](#)
パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ

ジラポン・スリワット
パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ

アピンヤー・サーンティカセム
パートナー, バンコク
a.samtikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)

志澤 政彦
アソシエイト, 東京
m.shizawa@nishimura.com



タイ(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



ベトナム

ヴ・レ・バン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
ホーチミン事務所共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム

グエン・ティ・タン・フォン
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

池田 展子
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.ikedai@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

秋山 菜
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



インド

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



インド

ウダブ・グラティ
アソシエイト, 東京
u.gulati@nishimura.com



インド(和文監修者)

白井 美和子
アソシエイト, 東京
m.shirai@nishimura.com



パキスタン

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



スリランカ

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



スリランカ

川島 章裕
カウンセラー, 東京
a.kawashima@nishimura.com



ネパール

鈴木 多恵子
インドブラクティスパートナー,
東京
t.suzuki@nishimura.com



ネパール

常盤井 あさひ
アソシエイト, 東京
a.tokiwai@nishimura.com



アラブ首長国連邦

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



アラブ首長国連邦

羽野島 章泰
カウンセラー, ドバイ
a.hanoshima@nishimura.com



サウジアラビア

森下 真生
パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



サウジアラビア

黒田 英
アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



トルコ

廣澤 太郎
ベトナムブラクティスパート
ナー, 東京/ハノイ/ホーチミン
t.hirosawa@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

竹崎 真子
アソシエイト, 東京
m.takezaki@nishimura.com



トルコ(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



韓国

尹 元

パートナー, 東京

w.yoon@nishimura.com



中国(中国法監修)

張 翠萍

パートナー, 東京

c.zhang@nishimura.com



中国

盧 月亭

カウンセラー, 東京

y.lu@nishimura.com



中国(和文監修者)

志賀 正帥

カウンセラー, 東京

m.shiga@nishimura.com



香港

坂本 龍一

パートナー, 香港

香港事務所共同代表

r.sakamoto@nishimura.com



台湾

張 勝傑

パートナー, 台北

西村朝日台湾法律事務所共同代表

s.chang@nishimura.com



台湾

黃 彦倫

アソシエイト, 東京

y.huang@nishimura.com



日本

加賀 宏樹

パートナー, 東京

h.kaga@nishimura.com



日本

岡田 彩

アソシエイト, 東京

a.okada@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。